

新宿で、立ちあがる、走りだす、はばたく。

しんじゅく創業1丁目

新宿区立高田馬場創業支援センターニュースレター



SPECIAL 創業時に必要になるさまざまな「許認可」について

私たちは、基本的に誰でも好きな事業を、好きな時に創業することができます。ただし、これには条件があり、創業しようとする事業内容やサービスによっては「許認可」——つまり行政からの許可や認定、特定機関への届出が義務づけられています。

例えば「人が作ったものを買ってきて、インターネットで他の人に売る」だけであれば許可は一見不要なように思えますが、売っている商品を加工せずに取り扱う場合でも、商品の種類によっては申請や免許が必要な場合があります。許認可を軽く考えて手続きを怠ると、営業停止命令だけに止まらず、罰金や懲役といった厳しい処分が下されることもあり得ます。創業する際には、ご自分が選んだ事業内容に許認可が必要なのかどうか、またそれはどういった申請内容なのかをしっかりと調べることが重要です。

まず、一口に「許認可」と言っても、大別すると以下の五つに分類されます。

- 届出** 指定の行政機関に届け出ることで営業が可能になるもの
- 登録** 指定の行政機関に届け出て、規定の名簿に登録されることで営業が可能になるもの
- 認可** 指定の行政機関に届け出て、規定の要件を満たすことで営業が可能になるもの
- 免許** 特定の資格をもつものが指定の行政機関に届け出て、規定の要件を満たすことで営業が可能になるもの
- 許可** 指定の行政機関に届け出た後に審査が行われ、合格することで営業が可能になるもの

許認可の手続きについては、その申請や届出を受理するかどうか判断する法令等に基づく何らかの基準が存在します。そのため、申請を行う際には、事前にどういった要件を満たす必要があり、自分が想定している事業内容が基準を満たしているかどうかを調べ、指定の行政機関の窓口に相談するようにしましょう。特に店舗を構える事業を行う場合は、条件によっては後から大規模な工事が必要になる場合もあり得ます。そのため、許認可の取得要件の情報は、創業準備のなるべく早い段階で集めることが重要です。

以下の表は、新宿区で創業しようとした時に必要になる代表的な許認可申請の種類と内容の一例をまとめたものです。

創業時に必要になる許認可の種類と申請先の一例			
提供するサービス内容	許認可	申請内容	申請先
レストランや喫茶店など、食事や飲み物を提供する飲食店	許可	飲食店営業許可申請	新宿区保健所
居酒屋・BARなど酒類をメインに深夜まで営業する飲食店	許可	飲食店営業許可申請	新宿区保健所
包装されている食材を仕入れ、加工せずに販売する事業	届出	深夜酒類提供飲食店営業開始届出	所轄警察署
アルコール類を販売する事業	許可	食料品等販売業営業許可申請	新宿区保健所
映画館、演劇ホール、ライブハウスなどの興行場	免許	一般酒類小売業免許申請	所轄税務署
時間貸しの有料駐車場	許可	興行場営業許可申請	新宿区保健所
訪問介護、通所リハビリテーションなどの介護事業	届出	路外駐車場設置届出	新宿区みどり土木部
整体院、針灸、指圧、マッサージ所等	許可	介護保険施設指定許可申請等	東京都福祉保健局
リサイクルショップや古本屋などの中古品を販売する店	届出	施術所開設届	新宿区保健所
ペットショップ	許可	古物商許可申請	所轄警察署
不動産業	登録	第一種動物取扱業登録申請	東京都福祉保健局
賃金業	免許	宅地建物取引業免許申請	東京都都市整備局
人材派遣サービスや職業紹介を行う事業	登録	賃貸業登録申請	東京都産業労働局
警備会社	許可	労働者派遣事業許可申請	厚生労働省東京労働局
貸倉庫、トランクルーム	登録	警備業許可申請	所轄警察署
		倉庫業登録申請	国土交通省陸運局

た許認可となっていますが、その宿泊施設でお客様に食事や温泉を提供する場合は「飲食店営業許可」や「温泉利用許可」「クリーニング所開設届」など、提供するサービス内容に合わせてさまざまな許認可を並行して取得しなければならない場合もあります。

これらの許認可が、創業後に営業をしながら取得していいものであれば、そこまで注意する必要はありません。しかし、一般的には許認可は取得できないと営業開始できないといったものがほとんどであり、たった一つの申請が通らないために予定していた事業が全てストップするといった事例も珍しいことではありません。許認可を取得する必要がある場合は、なるべく早い段階での情報収集に加えて、知見のある人への相談や、事業計画書・店舗の図面などを元に専門家や申請窓口へ確認するなど、情報収集と事前調整をしっかりと行い、申請時になるべくスムーズに許可が下りるように準備しておくことがとても重要です。

NEWS センター利用者の糸井夏希さんが第4回女性起業チャレンジ制度で特別優秀賞を受賞！

ビジネスを通して社会を元気にしたい、人に喜んでもらうことを自分の喜びとしたいという志の高い女性に対して、その夢の実現をサポートすることを目的に設立された「女性起業チャレンジ制度」。その第4回目となる2018年度の最終審査において、当センターの利用者である株式会社ファインダー代表取締役 糸井夏希さんが見事に特別優秀賞を受賞されました。

株式会社ファインダーは、日本との関係が近年急速に親密化しているベトナムと日本の架け橋となることを目的として設立された会社で、その事業内容はベトナム語のビジネス翻訳・通訳を筆頭に、現地でのビジネスコンサルティングや市場調査、訪日ベトナム人へのビジネス研修や観光客向けサービスなど非常に多岐に渡っています。

創業者である糸井さんは神奈川県出身。以前は新聞記者として活躍され、新聞社を退職してからベトナムへ2年間留学。ハノイ国家大学でベトナム語上級を修了されました。その際に、ベトナムという国の素晴らしさに触れ、ベトナムと日本の距離をもっと縮める役に立ちたいと思い立ち、2017年3月に株式会社ファインダーを創業されたそうです。糸井さんは昨年の9月には第一子にも恵まれ、現在は事業と育児を両立させながら軽快なフットワークで日本とベトナムの間を行き来されています。



『創作活動を通して、子どもたちに、人に優しくて愛される人になってほしい
という気持ちだけは、昔からずっと変わっていません』

現在の事業内容について教えてください

「放課後等デイサービス」といって、障がいのある子どもたちや、成長・発達に少し心配のある子たちを放課後にお預かりするサービスを行っています。

私たちの施設はその中でも、「アトリエ」という形をとることによって、創作活動ができる空間を提供しながら、子どもたちを預かる場所となっています。

創業しようと決めたきっかけは何ですか？

もともと母が小学校の特別支援学級でボランティアをしており、そういう環境で育った影響があります。そのため、就職する際には自然な流れで障がい者支援の仕事を選択していました。さまざまな現場で経験を積む中で、行政施設で出来るこの限界を知り、もっと自分らしい支援をしたいといった気持ちがどんどん明確になり、周囲の後押しもあって創業に踏み切りました。

なぜ『アトリエ』なのですか？

幼少時に、貧しい家庭環境にも関わらず母がアート教室に通わせてくれ、そこで大切なことをたくさん学んだので、自分がやるのであればアートを基調としたものにしようとだけは最初から決めていました。そんな中、ホスピタルアートについての内容に本当に圧倒されました。これは直接見るべきだと思い、四国のその病院に実際に実際に行ってみると、番組で紹介されていたディレクターの方が優しく対応してください、「あなたのような人こそホスピタルアートをやるべき」と応援してくれました。そこからイメージが膨らんでいって出来たのが、今の「アトリエたいよう」です。今もまだ試行錯誤はしていますが、創作活動を通して、子供たちに人に優しくて愛される人に育ってほしいという気持ちだけは、昔からずっと変わっていません。

創業する際に大変だったことは何ですか？

一番辛かったのは申請などの書類作成です。今までデスクワークに一切携わってこなかったので、書類作成が本当に本当に苦痛でした。創業支援センターのサポートがなければ、私は絶対に起業出来ていなかつたと、この点だけは断言できます(笑)。

創業する前は、どんなに疲れていても、どんなに具合が悪くても、目の前に大好きな子どもたちがいて、みんなから元気をもらつて働けていましたが、まだ見ぬ子たちのためにやっているとはいえ、子どもたちに会えない準備期間は、本当に辛い日々でした。

今後の事業展開、ビジョンについて

いつか「就労移行支援事業」もできるようになって、一般就労させたり、それがだめでもうちで働けたりといった仕組みを作ることが理想です。放課後等デイサービスは対象が18歳までなので、その年齢を越えてしまうと、親御さんたちは今度は就職の心配をしなければならなくなってしまいます。そこで、うちで育った子どもたちが、私たちのところで働くような仕組みが作れれば、18歳を過ぎても一緒にいられるし、親御さんたちも心から安心できるのではないかと思います。お母さんたちが安心できるというのが何よりも大事なことなので、そういう仕組みを新宿で実現して、地元のみんなで支え合い、生涯一緒に過ごせるような地域社会を作ることが目標です。

創業を目指している方にメッセージをお願いします

創業を迷っている方は、本当にそれが好きなことであれば絶対にやった方がいいと思います。逆に、本当に好きなことじゃないことで創業するのは、すごく大変です。創業してみて、自分は人に雇われるのに向いていない人間で、今まで自分に向いていないことをずっとやっていたんだと初めて気がつきました(笑)。

産みの苦しみはありましたか、それでもいざ創業をしてしまえば、自分で全部を決めて、自分で責任がとれて、全て自分次第という今のこの状況は、こんなに楽しくて幸せなことはないです。ですので、創業して実現したいことが本当に好きなことであれば、絶対に創業にチャレンジした方がいいと思います。

内山さんのインタビューの全文は当センターホームページ (<https://incu.shinjuku-center.jp>) にて掲載しています。



放課後等デイサービスアトリエたいよう 管理者
株式会社たいよう

代表取締役 内山 恵美子さん

1984年、東京都出身。大学中退後、ペットホテルや重度障がい者の訪問介護事業に従事。東日本大震災の際は、病棟保育士ボランティアとして福島にて5ヶ月間勤務し、その後宮城県石巻市に移住。石巻市立朝北小学校にて特別支援員として1年間勤務する。その後東京に戻り、NPO法人でのガイドヘルパーや特別支援学校の介護支援職員などに従事。2017年より株式会社たいようを創業し、北新宿にて放課後等デイサービス「アトリエたいよう」を運営。現在に至る。



新宿区立高田馬場創業支援センターのご案内

新宿区内でこれから創業を目指す方、創業されて間もない方を対象としたインキュベーションオフィス(シェアオフィス)です。

創業支援メニュー

- ・オフィススペースの提供
- ・各種相談（経営・戦略・資金・販促）
- ・コミュニティ連携の機会提供
- ・ビジネスコンビニ機能
- ・利用者交流会の開催

利用（入居）のご案内

ご利用にあたっては、必ず当センターの見学・利用相談を受けてください。そのうえで、必要書類をご提出いただき、事業計画の具体性、実現可能性等を審査し、承認された方に限りご利用いただけます。

■募集期間：募集は定員になり次第終了します。
募集状況については当センターホームページ等でご確認ください。

■定 員：32名

■利用期間：6ヶ月間 ※3回まで更新可、最長2年間

■開 館 日：年中無休 ※年末年始（12/29～1/3）を除く

■利用時間：8:30～24:00

《お問合せ》

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号

Tel 03-3205-3031 / Fax 03-3205-1007

Email incu@shinjuku-center.jp URL <https://incu.shinjuku-center.jp>

主な施設

- ・シェアオフィス（10席）
- ・個室オフィス（2室）
- ・会議室兼商談室（18席）
- ・交流スペース
- ・相談室・資料スペース 等
- ※同建物内にございます、新宿消費生活センター分館の会議室（36名）、調理室兼商品テスト室もご利用（有料）になります。

お 知 ら せ

施設利用者の募集について

新宿区立高田馬場創業支援センターは、新宿区内での創業もしくは創業間もない方又は経営改革を目指す方を支援する施設です。施設利用は随時受け付けています。

お申し込みを行う前に、当センターにお越しいただき、必ず施設見学・利用相談をしていただいております。

詳細は、当センターホームページ (<https://incu.shinjuku-center.jp>) をご覧いただき、お気軽にご相談ください。

新宿区立高田馬場創業支援センター

ニュースレターしんじゅく創業1丁目

発行人：田中 健一郎 編集者：仲田 俊輔

発行 No.: 第2018-042号 発行日：2018年8月31日(隔月発行)

指定管理者：有限会社そーほっと